

2020年12月8日
日本郵便株式会社

国際郵便物における通関電子データ送信義務化

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 衣川 和秀、以下「日本郵便」）は、2021年1月1日（金・祝）から、国際郵便物の一部において「通関電子データ」の送信が義務化されますので、お知らせします。

1 概要

国際郵便物の保安強化のため、物品を内容品とする国際郵便物^{（注）}を送る場合、差出人さまの住所・氏名や内容品などの情報を電子化した「通関電子データ」を、事前に名宛国郵便事業体に送信することが、万国郵便連合で加盟国承認により決定されました。

義務化以降は、差出人さまご自身が「通関電子データ」を作成していただく必要があります。「通関電子データ」の送信がない郵便物を差し出されると、名宛国で郵便物が返送されたり、遅延したりすることがありますので、予めご了承ください。

特に、米国については「通関電子データ」の送信がない郵便物は、米国内法により米国側から返送することが通知されています。そのため、お客さまの不利益にならないよう、「通関電子データ」の送信がない国際郵便物は、引き受けをお断りさせていただきます。

2 開始日時

2021年1月1日（金・祝）0時

3 義務化への対応

日本郵便が提供する「国際郵便マイページサービス」または「国際郵便マイページサービス for ゆうプリタッチ」を利用して引き受けラベルをご作成の上、郵便物を差し出してください。こちらで引き受けラベルを作成していただくと、入力した情報が通関電子データとして名宛国へ送信されます。

なお、国際マイページサービスの詳細は、以下のWebサイトをご覧ください。

<https://www.post.japanpost.jp/intmypage/whatsmypage.html>

また、通関電子データ送信義務化の詳細は、以下のWebサイトをご覧ください。

<https://www.post.japanpost.jp/int/ead/index.html>

（注） 対象となる種別はEMS（国際スピード郵便）、国際小包、小形包装物です。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 お客様サービス相談センター

<電話番号>

0120-5931-55

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客さま負担です）

<ご案内時間>

平日 8:00～21:00

土・日・休日 9:00～21:00

※おかけ間違いのないようご注意ください。